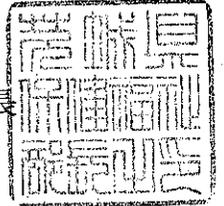




薬 第 9 4 0 号
平成 25 年 9 月 25 日

茨城県毒物劇物保安協会長 殿

茨城県保健福祉部長



γ-ブチロラクトンの販売時における使用目的の確認等について（通知）

先般、警視庁において、γ-ブチロラクトン及び水酸化ナトリウムを薬局で購入し、その物質を用いて、麻薬である4-ヒドロキシ酪酸（別名「GHB」）を製造し、所持していた男性を、麻薬及び向精神薬取締法違反で逮捕した、と警察庁刑事局組織犯罪対策部薬物銃器対策課長を通じて、厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長から連絡がありました。

つきましては、このような事案の再発を防止するため、薬局等販売者において、γ-ブチロラクトンを販売する際、下記の点にご留意いただきますよう、貴会関係会員によくお知らせ下さい。

記

- 1 γ-ブチロラクトンの購入を希望する者に対し、使用目的を確認すること。
- 2 1の結果、使用目的が不自然である、又は説明を拒否するなど、購入希望者の言動等に不審な点が認められるときは、販売状況（販売の有無、販売した場合は販売年月日、販売数量、使用目的等）及び把握した購入希望者に関する情報（氏名、連絡先（住所、電話番号等）、特徴、車両ナンバー等）について、関東信越厚生局麻薬取締部、茨城県保健福祉部薬務課、茨城県警察本部薬物銃器対策課又は最寄りの警察署へ情報提供すること。